

障害者のしおり

– 令和 6 年度版 –



岡 山 市

障害者のしおり

<しおりをご覧になる前に必ずお読みください。>

この「障害者のしおり」は、障害のある方に各種の福祉施策の概要とサービスの窓口を紹介し、日常生活の手引きとしてご活用いただくために作成しました。

- (1) この「障害者のしおり」は、令和6年4月1日現在の内容で編集しています。制度などの内容が変わることがありますので、詳しくは各窓口へお問い合わせください。
- (2) 紙面の都合上、本文は簡略な説明になっていますので、詳しくは各窓口などへお問い合わせください。
- (3) 精神障害関係については、「こころの健康マップ」を作成しています。保健所・保健センターへお問い合わせください。
- (4) 本文中の各種制度の申請に必要なもので、「●」印は、申請窓口にあります。「○」印は、申請の際にご持参ください。
- (5) 岡山市の市外局番は「086」です。
- (6) 住所・電話番号・インターネットのホームページアドレスなどを掲載している施設等がありますが、都合で変更（移転）する場合もありますので、ご注意ください。
- (7) 文面の都合上、名称を下記のとおり省略します。

- ①社会福祉法人→(福)
- ②特定非営利活動法人→(NPO)
- ③一般財団法人→(一財)
- ④公益財団法人→(公財)
- ⑤一般社団法人→(一社)
- ⑥公益社団法人→(公社)
- ⑦医療法人→(医)
- ⑧株式会社→(株)
- ⑨有限会社→(有)
- ⑩独立行政法人→(独法)

★個人番号（マイナンバー）について★

平成28年1月から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」の施行に伴い、申請の際に、申請者や世帯員等の個人番号を記入していただくことになった制度があります。しおり内の必要書類欄に「○個人番号がわかるもの」の記載があるものについては、申請の際に個人番号の記入が必要となります。個人番号がわかるもの（個人番号カードや個人番号記載の住民票等）、身元確認書類（個人番号カード、運転免許証、障害者手帳など）をご持参ください。代理申請の場合は、代理人の身元確認と代理権が確認できる書類も必要です。詳しくは各窓口へお問い合わせください。

申請される制度によって、個人番号が必要な範囲（本人、配偶者、扶養義務者）や、本人申請、代理申請の場合等で必要な書類が異なりますので、詳しくは各窓口へお問い合わせください。

また、平成29年11月13日から、情報提供ネットワークシステムの本格運用が開始され、一部の制度において、従来申請時に添付していた書類が省略可能となったものがあります。詳しくは各窓口へお問い合わせください。